

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 5 号

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和57年佐賀県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学区)</p> <p>第 2 条 高等学校の全日制の課程に置かれる普通科（次項第 4 号から第 6 号までに掲げるものを除く。）の学区は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入学の志願)</p> <p>第 3 条 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。</p> <p><u>2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「併設型中学校」という。）の在学者で当該併設型中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校（以下「併設型高等学校」という。）に引き続き入学しようとするもの又は併設型中学校の卒業生で当該併設型高等学校に在学するものは、前項の規定にかかわらず、当該併設型高等学校に志願し、又は在学することができる。</u></p>	<p>(学区)</p> <p>第 2 条 高等学校の全日制の課程に置かれる普通科（次項第 4 号及び第 5 号に掲げるものを除く。）の学区は、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(入学の志願等)</p> <p>第 3 条 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。<u>次条第 3 項において</u>同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校にそれぞれ志願し、又は 在学しなければならない。</p>

改正前	改正後				
<p>3 高等学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、高等学校に志願し、又は在学することができる。</p>	<p>(入学の志願の特例)</p> <p>第3条の2 高等学校に入学しようとする者は、入学しようとする高等学校の学校長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制の課程に置かれる普通科の募集定員の数(第2条第2項第4号に規定する学科の募集定員の数、同項第5号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校の在学者で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。)の100分の20を超えないものとする。</p> <p>2 前項後段の規定は、高等学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が次の表の左欄に掲げる区域に存するものが、同表の右欄に掲げる高等学校に志願するときは、適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1034 2024 1171"> <tr> <td data-bbox="1160 1034 1653 1123">唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島</td> <td data-bbox="1653 1034 2024 1123">東部学区内の高等学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1123 1653 1171">多久市</td> <td data-bbox="1653 1123 2024 1171">佐賀県立厳木高等学校</td> </tr> </table> <p>3 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前条の規定にかかわらず、高等学校に志願し、又は在学することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければな</p>	唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島	東部学区内の高等学校	多久市	佐賀県立厳木高等学校
唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島	東部学区内の高等学校				
多久市	佐賀県立厳木高等学校				

改正前	改正後				
<p>(所属学区の変更)</p> <p>第4条 高等学校に入学しようとする者又は在学する者で、やむを得ない事情のあるものは、佐賀県教育委員会の許可を得て、所属学区を変更することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 高等学校の第1学年に入学しようとする者は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、所属学区以外の学区内の高等学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該高等学校の全日制課程に置かれる普通科の募集定員の数(第2条第2項第4号に規定する学科の募集定員の数、同項第5号に規定する入学者選抜に基づき入学を許可された者の数及び併設型中学校の在学者で当該併設型高等学校の普通科に入学を許可されたものの数を除く。)の100分の20を超えないものとする。</p> <p>4 高等学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が、次の表の左欄に掲げる区域に存するものは、当分の間、第3条第1項、第4条及び前項の規定にかかわらず、その所属学区内の高等学校のほか、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に志願することができる。</p>	<p>らない。</p> <p>(所属学区の変更)</p> <p>第4条 高等学校に入学しようとする者又は在学する者は、やむを得ない事情のあるときは、所属学区を変更することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 1177 730 1345">神崎市千代田町</td> <td data-bbox="730 1177 1106 1345"> 佐賀県立佐賀東高等学校 佐賀県立佐賀西高等学校 佐賀県立佐賀北高等学校 佐賀県立致遠館高等学校 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1345 730 1388">多久市</td> <td data-bbox="730 1345 1106 1388">佐賀県立巖木高等学校</td> </tr> </table>	神崎市千代田町	佐賀県立佐賀東高等学校 佐賀県立佐賀西高等学校 佐賀県立佐賀北高等学校 佐賀県立致遠館高等学校	多久市	佐賀県立巖木高等学校	
神崎市千代田町	佐賀県立佐賀東高等学校 佐賀県立佐賀西高等学校 佐賀県立佐賀北高等学校 佐賀県立致遠館高等学校				
多久市	佐賀県立巖木高等学校				

改正前			改正後		
<u>唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川島</u>		<u>東部、中部及び西部の学区内の高等学校</u>	別表（第2条関係）		
<u>佐賀市（旧三瀬村の区域に限る。）</u>		<u>東部の学区内の高等学校</u>			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	区域	学区内の高等学校	学区	区域	学区内の高等学校
東部	<u>鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町</u>	<u>佐賀県立鳥栖高等学校</u> <u>佐賀県立神埼高等学校</u> <u>佐賀県立三養基高等学校</u>	東部 学区	<u>佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町</u>	<u>佐賀県立佐賀東高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀西高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀北高等学校</u> <u>佐賀県立致遠館高等学校</u> <u>佐賀県立小城高等学校</u>
中部	<u>佐賀市、多久市及び小城市</u>	<u>佐賀県立佐賀東高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀西高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀北高等学校</u> <u>佐賀県立致遠館高等学校</u> <u>佐賀県立小城高等学校</u>			<u>佐賀県立佐賀東高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀西高等学校</u> <u>佐賀県立佐賀北高等学校</u> <u>佐賀県立致遠館高等学校</u> <u>佐賀県立小城高等学校</u> <u>佐賀県立神埼高等学校</u> <u>佐賀県立三養基高等学校</u>
北部	<u>唐津市及び玄海町</u>	<u>佐賀県立唐津東高等学校</u> <u>佐賀県立唐津西高等学校</u> <u>佐賀県立厳木高等学校</u>	西部 学区	<u>唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町</u>	<u>佐賀県立唐津東高等学校</u> <u>佐賀県立唐津西高等学校</u> <u>佐賀県立厳木高等学校</u> <u>佐賀県立伊万里高等学校</u> <u>佐賀県立武雄高等学校</u> <u>佐賀県立鹿島高等学校</u> <u>佐賀県立白石高等学校</u> <u>佐賀県立太良高等学校</u>
西部	<u>伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町</u>	<u>佐賀県立伊万里高等学校</u> <u>佐賀県立武雄高等学校</u> <u>佐賀県立鹿島高等学校</u> <u>佐賀県立白石高等学校</u> <u>佐賀県立太良高等学校</u>			<u>佐賀県立唐津東高等学校</u> <u>佐賀県立唐津西高等学校</u> <u>佐賀県立厳木高等学校</u> <u>佐賀県立伊万里高等学校</u> <u>佐賀県立武雄高等学校</u> <u>佐賀県立鹿島高等学校</u> <u>佐賀県立白石高等学校</u> <u>佐賀県立太良高等学校</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立高等学校の通学区域に関する規則第3条、第3条の2第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成28年4月1日以後に佐賀県立高等学校に入学しようとする者から適用する。